

第5回三豊市文書館協議会 会議録【要旨】

1. 開催日時：平成22年4月20日（火） 13時30分～16時40分
2. 開催場所：三豊市山本支所 2階大会議室
3. 出席者（敬称略）
 - 1号委員：藤田明美、小野泰光、吉田隆幸、和田 仁、嶋田典人
 - 2号委員：小野英樹、白川清秀、大西弘文、森 富夫、横山和典、森 健、木下 実事務局：総務課長 大方仁司、横山 功、千秋浩幸、三宅高文
4. 傍聴者：なし

次 第

1. 開会
2. 会長あいさつ
3. 議題
 - (1) 答申（案）について
 - (2) 三豊市文書館耐震改修及び整備工事実施設計業務について（報告）
 - (3) 今後の協議会の開催日程について
 - (4) その他
4. 閉会

資料一覧

- 資料1 「三豊市文書館基本構想」及び「三豊市文書館運営計画」の策定に関する答申（案）
- 資料2 三豊市文書館耐震改修及び整備工事の平面図
- 資料3 三豊市文書館協議会 活動計画書

会議の概要

1. 開会
[第5回三豊市文書館協議会の開会宣言]
[会議の公開に関する説明]
2. 会長あいさつ
[あいさつ]
3. 議題（以下、議事録）

【議題（1）答申（案）について】

（会 長） 議題（1）について、事務局から説明をお願いします。

（事務局） それでは、お手元の資料について説明します。資料の中の網掛け部分は、変更・追加・削除をした部分です。また、資料の中に出てくる「非現用文書等」と「非現用文書」という文言について、「等」の有無によって文書の対象範囲を区別しています。

[「三豊市文書館基本構想」及び「三豊市文書館運営計画」の策定に関する答申（案）の変更部分の説明]

以上で説明を終わります。

(会 長) この答申案は、前回の協議内容がかなり反映された内容だと思います。

今回はページごとに議論していきます。

まず、「はじめに」についてですが、前回の提案のとおり「文書館基本構想」及び「文書館基本構想」と、「文書館」を追加しています。これについてご異議はありませんか。

特に無いようですので、このページはこれでいきます。

次に3ページについてですが、事務局からも説明があったとおり、「非現用文書」に「等」が付くものと付かないものに留意してください。

ご意見はありませんか。

(委 員) 3ページ「1. 三豊市文書館の基本理念」の「非現用文書等」について、「郷土の歴史的・文化的価値を有する市の公文書」が「非現用文書」で、「地域資料、刊行物その他の記録」が「等」だと思っていたのですが、「郷土の歴史的・文化的価値を有する市の公文書、地域資料、刊行物その他の記録」をすべてまとめて「非現用文書等」というのですか。

(委 員) 私もそういう理解をしていたのですが。

(委 員) そうです。「非現用文書等」には、「公文書、地域資料、刊行物やその他の記録」が含まれています。公文書なら評価選別を受けて、歴史的・文化的価値があると判断されたものであり、その価値がないものや評価選別を待っているものは「非現用文書」とし、「等」は付けないという考え方です。

(委 員) 「地域資料、刊行物やその他の記録」についても、評価選別による判断がされたものを「非現用文書等」というのですか。

(委 員) 評価選別は「公文書」に対して行うもので、「地域資料や刊行物」に評価選別という言葉は使いません。もちろん、文書館で扱う「地域資料や刊行物その他の記録」は、歴史的・文化的価値のあるものだけになります。ここで「非現用文書等」と「非現用文書」の違いをはっきりさせないと、後の文章が分かりにくくなるので使い分けをしているようです。

(委 員) 評価選別していない文書については、この答申には出てこないのですか。

(事務局) このページには出てきませんが、13ページ「(3) 中間書庫」に出てきます。評価選別を受ける前の非現用公文書の一時保管の場所として、中間書庫のことが書かれていて、ここに「非現用文書」という言葉が出てきます。この「非現用文書」は、保存すべきだと判断されていないという意味で、少しややこしいかもしれませんが、「非現用文書」と「非現用文書等」という言葉を使い分けています。

(委 員) 3ページ「1. 三豊市文書館の基本理念」の「(以下「非現用文書等」という。)」を他のところに変えたらどうでしょうか。

(委 員) この場所を変えると、それ以降に出てくる「非現用文書等」を「郷土の歴史的・文

化的～その他の記録」と書くことになるので、変えない方がいいと思います。地域資料などは評価選別をしないのであれば、中間書庫に入る文書は非現用公文書だけということですね。写真等についても、価値のあるのも以外は受け入れないのですから。

(委員) そうですね。

(事務局) それなら、13 ページ「(3) 中間書庫」の出てくる「非現用文書」を、「非現用公文書」に変えれば分かりやすくなると思いますが、いかがでしょうか。

(委員) どこかでたくさんの地域資料が出てきた時に、すぐに歴史的・文化的価値があるかどうかの判断ができればいいんですが、現実問題として、人数にも限りがありますので、とりあえず中間書庫に保管して、後日その資料の価値の有無を判断するのであれば、非現用公文書に限定することはできないと思います。

(委員) 13 ページ「2. 望ましい施設のあり方」として「(3) 中間書庫」が挙げられていますが、香川県立文書館や岡山県立記録資料館にも、たくさんの未整理文書がありましたが、それらを入れるところに「中間書庫」という名前を付けていますか。

(委員) 「中間書庫」という言葉はあります。定義としては、公文書のみを入れるところです。病院に例えると、「評価選別」という診察を待っている待合室が「中間書庫」です。

(会長) 13 ページ「(3) 中間書庫」が議論になっていますが、3 ページはこれでいいですか。

(委員) 3 ページ「1. 三豊市文書館の基本理念」の「(以下「非現用文書等」という。)」に「公」を付けて、「非現用公文書等」にしたらどうでしょうか。

(委員) 「公」を付けてもいいし、付けなくても大丈夫だと思います。

(委員) あえて「公」を付けなくても構いませんが、市長や市民の方が分かりやすく、誤解の無いようにしなくてははいけません。これについては、以降のページを議論した後で結論を出したらどうでしょうか。

(会長) これからの議論で何か気になればご指摘ください。

次に4 ページへ移ります。

(委員) 4 ページ「3. 館の役割と機能」について、「館」と省略されていますが、「文書館」とした方がはっきりすると思います。9 ページ以降にも「館」という言葉が多く出てきますので、これも「文書館」に変えたらどうでしょうか。

(委員) それなら、目次も変えないといけませんね。

(会長) 「館」を「文書館」に変更してよろしいですか。

ご異議が無いようですので、変更します。

4 ページ「3. 館の役割と機能」の「職員は、以上の業務を行うための調査・研究に努めるとともに、非現用文書等に関する調査・研究に取り組むことにより、本市における学術の振興及び文化の向上を図ることが望まれる。」ですが、前回この部分の表現について提言がありましたが、この文章でよろしいですか。

ご異議が無いようですので、このままでいきます。

次に5 ページへ移ります。

類似施設の役割についての文章が修正されていますが、それぞれの施設に係っている委員の方がいますので、ご意見を伺いたいと思います。

(委員) 図書館については、その役割を簡潔にうまくまとめていると思います。

(委員) 民俗資料館と考古館についてですが、「収集、保管、展示」はしていますが、「調査及び研究」は行えていないのが現実です。

(会長) 「調査及び研究」は努力目標のようなものですから。

(委員) 努力目標は入れておけばいいと思います。

(会長) それでは、このままでいきます。

他にご意見はありませんか。

(委員) 4 ページ「(2) 連携」の「三豊市図書館協議会」、「三豊市詫間町民俗資料館協議会」、「三豊市詫間町考古館協議会」の間においても、「三豊市文書館協議会」という主語を省略しているために、文書館協議会以外の3つの協議会の間で連携を図ると誤解されそうですから、「三豊市詫間町考古館協議会」との間においても、とすればいいと思います。

(会長) ご提案のとおり変更してよろしいですか。

ご異議が無いようですので、そのように変更します。

6、7、8 ページは、特に問題ありませんので、9 ページへ移ります。

何かご意見はありませんか。

(委員) 例規の整備はどのくらい進んでいますか。また、前回では利用制限基準を規則にも入れるような話でしたが、どこに入れようと思っていますか。

(事務局) 「(1) 例規の整備」ですが、①～⑥は、たたき台ですが出来ていますので、⑦・⑧に取り掛かっています。利用制限については、「③三豊市文書館条例施行規則」で大まかなことをうたい、細かなところは「⑦三豊市文書館公文書取扱要綱」で利用制限基準を定めようと考えています。

(委員) 県立文書館では「香川県立文書館公文書取扱要領」に公文書利用除外基準があるので、三豊市文書館も「規則」ではなく「取扱要綱」に入れる程度でいいと思います。

(委員) 細かい基準であれば「要綱」でいいと思いますが。

(委員) 例規の整備にはテクニックもあると思いますので、事務局にお任せします。

(事務局) 先進地の事例を参考にして、例規の整備を進めたいと思います。

(会長) 他にありませんか。

(委員) 9 ページ「(2) 組織 ①収集・選別・保存部門」について、その中で「選別」と「評価選別」という言葉が使われていますが、「選別」を「評価選別」に統一したらどうでしょうか。「評価」とは、歴史的・文化的価値があるかどうかを判断することであり、「選別」とは、残すか廃棄するかを決めることです。これらはセットで使う方がいいと思います。これ以降に出てくる「選別」についても同じです。

(会長) これについて、ご意見はありませんか。

無いようですので、そのように変更します。

他にありませんか。

- (委員) 9ページに出てくる「移管された文書」とは、「非現用公文書」のことですか。
- (事務局) そうです。
- (委員) 文書館に移管される文書には、半現用文書も含まれるのですか。
- (事務局) 含まれません。文書館は非現用文書だけを扱います。
- (委員) 例規の中に「半現用」という定義はありますか。
- (事務局) ありません。文書庫で保存されている文書を「半現用」と表現していますが、例規の整備においても、文書館は「非現用」を扱うとします。
- (委員) そうであれば、答申には「半現用文書」という言葉は使わない方がいいですね。
- (会長) 「半現用」という言葉は削除するというところでよろしいですか。
他にご意見はありませんか。
- (委員) 10ページ「②サービス部門」の「利活用（閲覧申請等）に、速やかに応える業務（公開・非公開）」を「利活用（閲覧申請等による）に、速やか且つ適切に応える業務（公開・非公開の措置など）」に変えて、速さだけでなく適切さも必要だということを表示すればいいと思います。また、「③調査・研究部門」の「市の学術振興と文化向上のための、」というのは、少し責任が重過ぎる感じがしますので、「市の学術振興と文化向上に資するための、」と表現を変えてはどうでしょうか。
- (委員) 「資する」を入れた方がいいと思います。
- (会長) 事務局はいかがですか。
- (事務局) 「資する」という言葉は、行政としてはありがたいのですが、「市の学術振興と文化向上を目的とした」という表現でもいいのかと思います。
- (会長) 今どちらかを決めなくてははいけませんか。
- (委員) 決めなくても構いません。事務局にお任せしたらいいと思います。
- (会長) それでは、事務局にお任せします。
次に11・12ページへ移ります。
- (委員) 11ページ「(4)対象とする公文書等の範囲」の「③刊行物…市の歴史や文化に関わるもの」について、「市」とは行政組織と三豊市エリアの両方の意味に取れますので、行政組織のものを特定した言葉として「行政刊行物など」を付け加えて、「③刊行物…市の歴史や文化に関わるものや行政刊行物など」にすればいいと思います。また、「④その他の記録」については、「地図、新聞記事、映像」を付け加えます。あと、「将来、必ず実施される「三豊市誌（史）編さん事業」をも見据えておかなければならない。」と、修正すればいいと思います。
- それと、「①市の公文書」の根本的な考え方について、「市のすべての機関の非現用文書」としているのが、当然、市長部局以外の組織、例えば教育委員会や教育委員会管轄小学校や公民館など、また、支所や出張所などの出先機関についても、その非現用文書は文書館へ移管される対象となるのか、考えておかなければなりません。最近、学校の統廃合が高松市など、県下市町でも見られますので、そういう場合の文書の保存についての方策も考えなければなりません。「学校日誌」などは学校の歴史を知る貴重な公文書であり、給食献立表や運動会のプログラムなどの配布物や写真、学校新

聞なども残されておれば貴重な記録資料です。というのは、県立文書館では教育委員会からの移管が悪く、移管される文書はほとんどありません。ですから、三豊市文書館においては、教育委員会からたくさんの文書が移管されるように、考えてもらいたいと思います。

もう 1 つ、「②地域資料…古文書等」についてですが、答申の文言としてはこれで構いませんが、これについて述べさせていただきます。

まず、「古文書等」の「等」の意味は何かということで、これは近現代の民間所在文書や資料であると考えます。このうち、近現代の文書以外の資料、例えば、明治時代の駅の時刻表などは文書ではありませんので、これらは「④その他の記録」に入ると思います。

現在、文書館には旧高瀬町に所有者から寄贈され、市の文化財指定となっている近世古文書「森家文書」があります。近代「森家文書」は所有者から県立文書館に寄贈されているのですが、近世古文書「森家文書」はもともと教育委員会にあったもので、現在でも教育委員会の管轄にあり、公開申請があった場合には教育委員会が対応しているようです。この文書は農村環境改善センターで保存していましたが、施設整備の際に文書館へ移動させたので、このような状況になっています。

文書館に古文書を置く場合には、教育委員会から文書館に移管の手続きをして、文書館所蔵として公開等に対応するべきだと思います。現在の「間借り状態」はよくありません。当該文書は文化財であり、本来は教育委員会がしかるべき場所で保存するものであり、例えば教育委員会管轄の詫間町にある民俗資料館等に保存すべきだと思います。公文書は文書館がふさわしいのですが、古文書は必ずしも文書館に保存する必要はありません。民俗資料館は、民俗に関する資料のほか歴史資料も収集しており、一つの家のモノ資料と共に古文書も含めて収集・保存があっても構わないと思います。県立ミュージアムでもモノ資料と文書群を一緒に収集・保存しています。

文書館で古文書を保存する場合には、古文書が読めて歴史の素養のある専門職員、もちろん行政知識や事務経験に加えて業務全般をマネジメントできることも必要ですが、そういう職員を採用することが必要です。整理や目録編成、公開時のレファレンスや展示などの対応ができなければなりません。しかし、古文書が少ないのに当該専門職員を採用するよりも、11 ページ「(5) 非現用文書等の保存と管理」に「しばらくは、旧 7 町および市の公文書の収集・整理に軸足を置く。」とあるように、当面は県立文書館の協力や教育委員会、文化財諸団体と連携することで対応し、将来寄贈等で古文書が増えた時に当該職員を採用すればいいと思います。地域資料(古文書等)の収集基準や公開について、9 ページ「(1) 例規の整備」の中には書かれていませんので、古文書等を収集するのであれば例規を整備する必要があります。

地域資料の中には、近世の民間所在文書(古文書)のほか、近現代の民間所在文書や資料があり、例えば「北海道移住に関するもの」や「詫間町の旧海軍航空隊基地に関するもの」など、地域の近現代史で注目される史実は存在しており、これらの文書や資料についても、文書館で収集・保存しても良いし、民俗資料館で収集・保存して

も良いと考えます。後者の「海軍基地」については、当然地元の詫間町の民俗資料館になると思いますが、ただ、公文書と近現代の地域資料は、史実について相互補完の関係にあるので、文書館で保存することが望ましいと考えます。

森家文書のように文書群が近世と近代、中には近世のものも混じっていますが、このように分割されて、別々の場所にあることは不幸なことであり、あるべき姿ではありません。やはり、まとまってあるべきです。モノ資料の一部は県立ミュージアムにあると、所有者から聞いています。

地域資料については、文書館や教育委員会が連携して、三豊市内の「地域内の記録資料の全体掌握」をすることは、自治体や市民にとっても学術的にも極めて有益であり、文化財指定の候補として、また、将来の三豊市誌（史）編さんにも有益であると考えます。必ずしも文書館が収集・保存する必要は無く、所有者の適切な「現地保存・現地管理」ができるように支援することが重要です。将来的には、資料調査委員会を組織し、これは文書館と教育委員会が連携して作ることでありますが、地区別に委員を委嘱し、近世以前のみならず、近現代も重視して調査できる体制を形成することが望まれます。

平成 22 年 4 月 18 日（日）の朝日新聞の一面に「ハコモノだけ残った 来ない 人も予算も」として、天草市の市立新和歴史民俗資料館や琵琶湖文化館などが取り上げられています。天草市には、最近視察をした文書館の天草アーカイブズがあり、そこは充実していたのですが、一方で同市の新和歴史民俗資料館は入館者ゼロという厳しい状況だと書かれています。文書館では、公文書を保存することが役割の 1 つですが、民俗資料館には古文書のほかにモノ資料など、さらに近現代に至るまで多種多様な資料を取り扱うことのできるの、目玉となるものを展示するなどの工夫により、充実したものにできると思います。

（委員） 香川県史編さんチームが持っていた資料が、県立文書館に引き継がれました。したがって、県立文書館には多くの古文書があります。私は高瀬町史編さんに関わりましたので、高瀬町の古文書については知っています。今のご意見では、近現代のものは文書館に引き継いでいいが、それ以前のものはどうかということだったと思います。しかし、県立文書館も古文書があるから来ている人がたくさんいます。もし古文書が無かったら、人は来ないと思います。ですから、三豊市文書館が古文書の移管を受けて公開していくことは、多くの方に文書館を利用してもらう手段の一つだと思います。教育委員会で扱うのもいいんですが、文書群が分かれることはよくありません。

（委員） 本気で文書館が古文書を扱うのであれば、移管してもらわなければなりません。

（委員） 専門職員について、アーキビスト的な職員が必要だというご意見でしたが、これは文書の整理や貸出など、文書の取扱いに手馴れた人という意味であり、古文書を扱うようになれば歴史家的な職員が必要になるので、そこまで幅を広げない方がいいという意見に思えました。もちろん、開館してすぐに古文書に手を付けることは難しいと思いますが、将来的には古文書も読める専門職員を配置するべきだと思います。最初から古文書は教育委員会に「どうぞ。」と言うのではなく、「文書館がやるんだ。」と

いう気持ちがほしいと思います。ただ、文書館は公文書が中心であることは間違いありません。民間から出てくる江戸時代の文書にも公文書的なものがありますので、近世や近現代など、どの時代までさかのぼって取り扱うかということになります。

(委員) 教育委員会が所管していた森家文書等の古文書ですが、保管していた施設を他の目的に使うことになりましたので、とりあえず文書館で保管していますが、文書館に移管するかどうかは別にして、保管・保存するという観点を第一に考えますと、現在の保管場所を見直す必要があると思います。

(事務局) 市民の方から高瀬町が保管していた古文書について、「きちんと保管しているのか。」という問い合わせがありました。現在は整理された書架で保管していますが、文書館を整備する中で貴重なものを入れる部屋も作りますので、それができるまでの一時的な状態です。香川県では県下に多くの施設がありますので、公文書や古文書も多くあると思いますが、三豊市は我が身を知ったうえで進めていきたいと考えています。

(会長) 私が三野町教育委員会にいた時に、吉津村の村長をされた家の方から、「家に古い書物がたくさんあるから引き取ってほしい。」と言われました。どのくらいあるか尋ねると、「ダンスにいっぱいある。」と言うのです。その頃の教育委員会の職員は4～5名しかいなかったので、「お預かりすることはできません。」と断りました。そして、私が県の文書館を紹介したら、その方は電話をしたらしく、文書館がその文書を取りに来たということを知ってほっとした思い出があります。

先ほどのご意見を聞いていると、三豊市文書館もそれくらい頼りにされる施設を目指すのか、それともそんなに手を広げないのか。これは将来の問題として、協議会で話し合われるだろうと思います。

他にご意見はありませんか。

(委員) 11 ページ「(4) 対象とする公文書等の範囲」の「将来、必ず実施される「三豊市誌(史)編さん事業」を見据えておかなければならない。」は、断定的過ぎるので「将来、必ず実施されるであろう「三豊市誌(史)編さん事業」を見据えておかなければならない。」とすればどうでしょうか。次に、「(5) 非現用文書等の保存と管理」の「香川県立文書館の協力を頂きながら対応する。」では、県立文書館だけに頼っているようですから、「香川県立文書館等の協力を頂きながら対応する。」と、「等」を付けたらどうでしょうか。

(委員) 同じく 11 ページの「(4) 対象とする公文書等の範囲」の「将来、必ず実施される「三豊市誌(史)編さん事業」を見据えておかなければならない。」について、文書館が扱う公文書等は市民への公開や説明責任の目的がありますので、「三豊市誌(史)編さん事業」だけを限定しないように「将来、必ず実施される「三豊市誌(史)編さん事業」をも見据えておかなければならない。」と、「も」を入れたらいいと思います。次に、「(5) 非現用文書等の保存と管理」の「市の文書管理システムでは、～システムへと転換する必要がある。」の部分について、「市の文書管理システムでは、現用文書としての保存期間が満了した文書は廃棄の対象となるが、文書館への移管、歴史的・文化的価値のあるものの評価選別等の後、文書館で永久に保存する。」とし、移

管され、評価選別をして保存するという流れがあること、特に「移管」は大切なので、このように変更したらいいと思います。それと、「古文書の寄贈などの申し出があった場合は、」について、「申し出」という言葉は上の者に対する感じがありますので、「申し込み」に変えたらどうでしょうか。

(委員) 「(5) 非現用文書等の保存と管理」の「文書管理システム」とは何ですか。文書管理規程のことですか。

(事務局) 文書管理規程を基にシステムを組んでいて、保存年限の管理もしています。

(委員) 岡山県立記録資料館の資料では、文書の「ライフサイクル」という言葉を使っていますが、そういう意味だと思っていました。

(事務局) 文書管理はコンピューターのシステムで行っていきまして、今は保存年限が過ぎれば廃棄することになっています。これを文書館へ移管する流れを作る必要があるということです。

(委員) コンピューターと規程の両方の意味があるんですね。

(事務局) できればコンピューターのシステムを使って移管までしたいと思っています。「文書管理システム」を「文書管理のシステム」に変更したいと思いますが、いかがでしょうか。

(会長) それでよろしいですか。

ご異議が無いようですので、そのように変更してください。

他にご意見はありませんか。

(委員) 「(6) 非現用文書等の公開」のところに「半現用」という言葉が出てきますが。

(委員) 「半現用文書」とは、「現用文書」であるがまだ見せられないものだと解釈しています。文書館は「非現用文書」を扱いますので、「半現用」は守備範囲外ですから、あえて使う必要はありません。「現用・半現用文書で非公開とされていた」という部分を、「現用文書で非公開とされていた」に変えても意味は変わらないので、削除したらいいと思います。

(事務局) 削除します。

(委員) 「(6) 非現用文書等の公開」の「利用について、」ですが、誰が利用するのですか。

(事務局) 市民の方です。

(会長) 11 ページはこれでよろしいですか。

それでは、次の 12 ページについて、ご意見はありませんか。

(委員) 12 ページ「(7) 普及啓発」の「地域の歴史に関する講座や企画展示」について、歴史だけを限定するのはどうかと思いますので、「地域の歴史あるいは文化等に関する講座や企画展示」に変えたらどうでしょうか。次に、「(8) 非現用文書等の調査研究」の「①非現用文書等をより適切に保管、評価選別し、保存していく方法」について、「非現用文書等」を「文書館長に移管された文書等」にすればいいと思ったのですが、これは同じ意味かもしれませんが、この提案は取り下げます。次に、「(9) 非現用文書等の学術的調査研究」の「非現用文書等の学術的な調査研究を行った場合は、」について、前回も意見がありましたが、「学術的」に重点を置くと個人的な調査

研究に偏ってもいけませんので、「地域の学術振興及び文化向上に資するため、館保管文書の調査研究を行った場合は、」に変えたらどうでしょうか。

(委員) 先ほど提案を取り下げた「(8) 非現用文書等の調査研究」の「①非現用文書等をより適切に保管、評価選別し、保存していく方法」についてですが、「非現用文書等」は歴史的・文化的価値があるもので古文書等も含まれますので、評価選別をする対象にはなりません。ご提案では「文書館長に移管された文書等」に変えるということでしたが、「等」を外して「文書館長に移管された文書」でいいと思います。

(会長) これについて、ご意見はありますか。
無いようですので、そのように変更します。
他にありませんか。

(委員) 12 ページ「(7) 普及啓発」の「市職員への啓発は～発信を行う。」について、歴史資料としての公文書は古いものだと考える人が多くて、現在の公文書を将来に残していくという意識が少ないので、「市職員への啓発は重要で、過去のみならず現在の公文書を歴史資料として保存する意味や文書館への移管・収集の仕組み、評価選別基準について、認識を共有できるように職員研修の実施や「文書館だより」等の発信を行う。」にしたらどうでしょうか。それから、これは難題かもしれませんので、付け加えるかどうかは事務局の判断で構いませんが、その後ろに「将来的には文書館と原課の事前調整による公文書発生時からの保存期間及び満了時文書館移管の有無を決定するレコード・スケジュールの方策を導入できるようにしたい。」を付け加えたらどうでしょうか。つまり、これは文書が生まれた時にその文書の一生を決めることで、今も起案するときに保存期間を決めています。それ以外に保存期間満了時に文書館へ移管するかどうかを決めておくことによって、文書館への移管がスムーズに行われますので、文書館で評価選別する手間が減ると思います。

(会長) 一般的には、起案する段階でそこまで考えませんね。

(委員) 昨年に公布された公文書管理法にこういう概念がありますので、答申をするに当たっては、新法も意識しているというところを入れたらどうかと思います。どうしても入れる必要はありませんが。

(会長) 行政としては、いかがですか。重荷だと感じることはありませんか。

(委員) 起案段階で、この事業が歴史的かどうかの判断は難しいと思います。

(委員) 原課で評価選別を行うのであれば、評価選別基準を細かく設けますので、それを見ながら判断することになると思います。

(委員) 保存年限を設定するのも大変なのに、評価選別もするとなると難しいと思います。

(委員) これは答申に入れても入れなくても構いません。

(会長) 法律の趣旨にのっとり、職員の啓発をしてほしいという願いを含んだ提案で、入れるかどうかは事務局に任せます。

他にご意見はありませんか。

(委員) 12 ページ「(8) 非現用文書等の調査研究」の「非現用文書等の保存整理や利用」について、「保存整理や利用」を「保存・管理や公開・利用」に変えたらどうでしょ

うか。同じく 13 ページ「(2) 中長期的ビジョン ①平成 23～25 年度」の「・非現用文書等の保存・整理システム」も、「保存・整理」を「保存・管理」にした方が、「公開・利用」につながると思います。

(会 長) それでよろしいですか。

ご異議が無いようですので、13 ページに移ります。

(委 員) 13 ページ「(2) 中長期的ビジョン」について、「公開・利用に関する基盤構築」は「②平成 26 年～28 年度」になっていますが、開館時期が平成 28 年度になるということではないんですね。

(事務局) そうではありません。

(委 員) 「①平成 23 年～25 年度」に「保存・整理システムの基盤構築」をするとなっていますが、これが終わらないと「②平成 26 年～28 年度」の「公開・利用に関する基盤構築」を始められないのですか。また、「公開・利用に関する基盤構築」を行う時期を繰り上げることはできないのですか。というのは、「公開・利用に関する基盤構築」が 4 年も先となっていますので、もう少し早くできないのかと思います。

(会 長) 平成 28 年度までは、公開しないということですか。

(事務局) 開館していれば、申請があれば公開できるようにします。

(委 員) 開設時期と中長期的ビジョンは違うということですね。

(事務局) そうです。

(委 員) 全部整理できてから公開していくのではなく、整理ができたものから見せていくんですね。

(事務局) 施設は今年できますが、公文書の移管を受けて評価選別し、整理してから公開しますので、開館までに時間がかかると思います。高瀬町の古文書は整理ができていますので、申請があれば見せられるものは公開しなければならないと考えています。ただ、どの程度の文書が整理できた段階で開館すればいいのか、頭を悩ましているところです。

(委 員) 基盤構築が確立できるまでは、ケース・バイ・ケースで公開するんですね。先日、「森家文書を見たいので教育委員会に申し込んだら、今は文書館にあるから見せられないと言われた。」という手紙をもらいました。今でもその文書を見たい人がいますので、文書館が開館するまでは、便宜的に教育委員会を窓口にして公開してはどうでしょうか。もちろん、公開・非公開の判断は文書館協議会で決めますが。

(事務局) 文書館で預かっていますが、現在の所管は教育委員会です。文書館が開館すれば移管を受けて保存・公開することになると思います。その件につきましては、どこかで行き違いがあったのかもしれませんが、見たい方は所管課に話をさせていただいて、見せられる状態であれば公開できると思います。

(委 員) 「保存・整理システムの基盤構築」や「公開・利用に関する基盤構築」が確立していなくても、まだ開館していなくても文書を見る方法があるということですね。

(事務局) 今の文書館としてはお受けすることはできませんが、所管課に相談すればいいと思います。

- (委員) 古文書を県立文書館に預けて、そこで公開してもらえるのですか。
- (委員) 県立文書館に寄託されたものは、目録を作ってお返しします。寄託契約は3年ですから、それを過ぎるとお返しできますが、多くの場合は自動延長しており、半永久に預かることもあります。県立文書館にも「森家文書」がありますが、これは所有者がどうしても県立文書館で預かってほしいということだったのですが、地域文書は現地保存・現地管理が原則ですから、できれば所有者や地域で管理してもらいたいと思います。やむを得ない理由で寄託するのであれば構いませんが。
- (委員) 現実問題として、答申に沿って文書館を整備しても、県立文書館のように公開していくのは非常に大変だと思います。「(2) 中長期的ビジョン」の目標についても、職員が減っている状態では厳しいと思います。また、教育委員会や担当課も、申請があるたびに文書を探して公開するのは、それぞれ仕事もありますので大変なことです。ですから、県立文書館がある程度手を加えてくれるのであれば、その方がいいとお聞きしました。
- (委員) 「森家文書」は三豊市の文化財ですから、県立文書館としては荷が重いです。ですから、教育委員会がしかるべき場所で、きちんと保管するべきだと思います。
- (委員) 教育委員会所管の施設にも空調設備が整っていないのですから、文化財であればなおさら、設備の整った場所がいいと思うのですが。
- (委員) 高瀬町時代には空調設備のある部屋で保管していましたので、今どうしてできないのかと思います。
- (委員) 文書館整備の中で、あまり広いスペースは取れませんが、今までどおりの保存ができるように検討しています。
- (委員) 財田町の文書庫は非常に良いと思いますので、そこに入れてもいいかと思います。
- (委員) 10 ページ「(3) 職員」に書かれている「専門職員」は、アーカイブズ的な意味ですが、将来的には古文書が読める「専門職員」も必要だと思います。
- (委員) 公文書や古文書など、市として価値のある財産を後世に残すために文書館を作りましたので、将来的にはそうすべきかと思います。もちろん、時間や人員の問題はついて回りますが。
- (委員) 発端としては、職員向けというニュアンスだったと思いますが、せっかく作るのであれば、積極的に市民への普及活動をしてもらいたいという気持ちもありました。
- (会長) 他にご意見はありませんか。
- (委員) 13 ページ「(3) 中間書庫 ②非現用文書の評価選別において～考えられる。」の後ろに、「歴史的・文化的価値のあるものとして保存すべき重要な公文書には、市政や市民の活動等の事実や推移を将来にわたって検証できる公文書がある。また、旧村役場文書は稀少性のあるものとして、すべて保存する。」を付け加えたらどうでしょうか。これは、歴史的・文化的価値のあるものは何かと、それは過去の文書に限らず、現代の公文書にもその価値があるというものです。また、明治時代以降の旧村文書は公文書であり、稀少性があるので保存します。旧各町によって、町制になった時期が違いますので、「旧村役場文書」という表現は変わるかも知れませんが、つまり、残

すものは何かを明記すればどうかということです。全国的には、昭和の大合併があった昭和 30 年以前のものは残しているようです。

(会 長) 私の出身地の三野町も昭和 30 年に合併しました。私は仕事で旧村役場の村会議録が残っているか調べたことがあります。欠けているところがありました。合併時に持ってきていなかったのか、散逸したのか分かりませんが、これは残さなければならぬという意識が、当時の職員には少なかったのかも知れません。

(委 員) 高瀬町史編さんの時にも、昭和の大合併以前のものは少なかったもので、これらは評価選別をせずに、すべて残せばいいと思います。

(会 長) 他にご意見はありませんか。
無いようですので、14 ページに移ります。

(委 員) 14 ページ「3. 三豊市文書館協議会」の「②非公開とされていた非現用文書等」について、いつ非公開とされていたのかを明確にするために、「非公開とされていた移管文書等」に変えるか、あるいは、「現用期に非公開とされていた非現用文書等」にすればどうでしょうか。

(委 員) 「非現用文書等」には古文書が含まれますので、「移管文書等」がいいと思います。

(会 長) それでよろしいですか。

(委 員) 結構です。

(会 長) 他にご意見はありませんか。

(委 員) 14 ページ「3. 三豊市文書館協議会」の「③市民からの公開の是非に係る申し出について協議する。」について、「申し出」を「利用請求」に変えたらどうでしょうか。

(会 長) これについて、ご意見はありませんか。
無いようですので、そのように変えます。
他にご意見はありませんか。

(委 員) 4 ページ「3. 館の役割と機能」についての質問ですが、文書館の基本的な業務として「収集・選別・保存」、「利用」、「普及啓発」、「調査研究」の 4 項目が挙げられていますが、その他の小さな業務をまとめて、文書館条例にある「その他文書館の設置の目的を達成するために必要な業務」という項目を答申に入れるべきでしょうか。それとも必要ないでしょうか。

(委 員) 条例に明記されていますので、必要ないと思います。

(委 員) そうですね。

(会 長) 文書館条例を踏まえたものですから、必要ないということでもよろしいですか。
他にご意見はありませんか。
無いようですので、これで議題(1)を終わります。

【議題(2) 三豊市文書館耐震改修及び整備工事実施設計業務について(報告)】

(会 長) 議題(2)について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 三豊市文書館耐震改修及び整備工事実施設計業務について、ご報告します。お手元の文書館平面図をご覧ください。

〔三豊市文書館耐震改修及び整備工事の平面図の説明〕

設計の履行期限は、5月27日となっています。その後の工程は、7月から工事に
取り掛かり、12月の竣工を予定しています。今後も必要に応じて状況などを報告し
ていきます。

- (会 長) 何か質問はありませんか。
無いようですので、議題(2)を終わります。

【議題(3) 今後の協議会の開催日程について】

- (会 長) 議題(3)について、事務局から説明をお願いします。
- (事務局) 次回の第6回協議会は、平成22年5月上旬に三豊市役所で開催し、市長に答申を
したいと考えています。6月議会で文書館条例の附則のところを改正しなければなり
ませんので、それを考えると5月上旬に答申するのがいいだろうと考えています。本
日の協議で指摘のあったところを修正し、皆さんに郵送で送りますので、それを確認
してもらったうえで答申したいと思います。
- (事務局) 今日のご意見を事務局で最終調整しますが、その答申案の最終確認をお願いしたい
ので、もう1回文書館協議会を開いてもらえませんか。
- (会 長) 答申の前に文書館協議会を持ちたいということですか。
- (事務局) そうです。
- (会 長) このことについて、ご意見はありませんか。
- (委 員) 市長に答申をする日には、全委員が出席して答申を渡すのですか。
- (事務局) その予定です。
- (委 員) その日には協議を行わないのですか。
- (事務局) その日は、協議は行いません。
- (委 員) 答申のやり方として、全委員が出席して行うのか、代表者が行うのかを決めておく
必要があると思いますが。
- (委 員) 本日もしっかり意見を出しましたし、今回の答申案は良くできていますので、今日
の協議内容で修正すれば、答申としての方向性はこれでいいと思います。ですから、
細かな文言や表現方法などは、会長と事務局にお任せすればいいと思います。前もつ
て答申書が郵送されるのですから、どうしても修正すべきところがあれば、事務局に
問い合わせればいいことだと思います。
- (委 員) 私もそれでいいと思います。
- (委 員) 事務局に尋ねますが、第6回協議会に全委員が集まって、協議事項や報告、意見交
換をする必要があるのですか。
- (委 員) 全委員が集まるのであれば、その時に最終確認をして、修正するかどうかを決める
こともできると思います。そして、その答申を全委員で提出するのか、代表者がする
のかについては、協議しなければなりません。
- (事務局) 次回は協議をせずに、答申は会長に代表でお願いしたいと思います。答申の内容に
つきましては、今回の協議内容を踏まえて事務局で修正し、会長に最終確認をしても

らいますが、必要があれば持ち回り決裁のような形で確認を取りたいと思います。

(委員) 全委員が集まるのは今日が最後ということですね。

(会長) それでは、私が代表して市長への答申を行います。

次に集まるのは12月の予定ですか。

(事務局) 12月に工事が竣工する予定ですので、その後に協議会を持ちたいと思います。

(会長) 他にご意見はありませんか。

無いようですので、議題(3)を終わります。

【議題(4) その他】

(会長) 議題(4)について、何かありませんか。

無いようですので、以上で審議を終わります。

6. 閉会

[事務局あいさつ]